

## 《シャトルバス等助成金制度申請について》（2025 年－4 月改訂）

- ・開催助成の対象：県外参加者で鹿児島市内宿泊施設へ 500 名以上宿泊  
但し、県外参加宿泊者数の最大値日のカウント  
（のべ人数ではありません）  
一部摘要除外となる MICE がありますので交付要綱で  
確認願います。

### 《大会前》

申請（事前申請）は、MICE 開催 1 ヶ月前迄にお願い致します。

#### 【提出書類】

- ① シャトルバス等助成金交付申請書・・・・・・・・・・様式 1
- ② 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
- ③ 暴力団排除に関する誓約・同意書・・・・・・・・・・様式 3
- ④ 行程表（バスやフェリー移動が分かるもの）

※MICE 開催補助金を併せて申請されている場合は、上記②～③の提出は不要です。

### 《大会後》

MICE 終了後、1 ヶ月以内に書類提出をお願い致します。

#### 【提出書類】

- ① シャトルバス等助成金実績報告書・・・・・・・・・・様式 5
- ② 参加宿泊者数証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 6-1  
又は参加宿泊者数名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 6-2
- ③ 委託業者から大会主催者への請求書又は領収書の写し
- ④ 請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 8

上記、必要書類内容確認後、指定の口座に当該金額を振込いたします。

※MICE 開催補助金を併せて申請されている場合は、上記②の提出は不要です。

※個人口座への振込みは出来ません。大会専用又は団体事務局口座をご記入下さい。

## 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会シャトルバス等助成制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が一定規模以上の MICE（ミーティング、インセンティブトラベル、コンベンション、イベント等）を開催する主催者に対し、MICE の魅力向上を目的に、鹿児島市内のコンベンション施設やスポーツ施設、ユニークベニューまたはエクスカーション等を利用するため、移動に必要なシャトルバスの一部経費やフェリー移動の一部経費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象となる MICE は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国または地方公共団体が主催、共催しないもの
- (2) 鹿児島市内で開催されるもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするもの
  - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
  - (3) 公序良俗に反するもの
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
  - (5) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
  - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
  - (10) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- 3 第1項の規定に関わらず、理事長が認める場合は、この限りでない。

(助成の申請者)

第3条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条の要件をすべて満たす申請者であること。

2 インセンティブトラベルにおいては、主催者に加えツアーを取り扱う旅行取扱事業者等の代表者のいずれかとする。

(助成の対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、鹿児島市内にある2カ所以上の会場（懇親会会場含む）を結ぶバスに使用する経費や、鹿児島港と桜島港を結ぶフェリーに使用する経費とする。

(助成の金額)

第5条 助成の金額は、県外からの大会参加者のうち、鹿児島市内の宿泊施設に宿泊した者が最も多い日における宿泊者総数に応じて、当該各号に定める金額を上限として理事長が決定する。ただし、その金額が申請額を上回る場合は申請額を限度とする。

(1) 500名以上 50,000円

(2) 1,000名以上 100,000円

(3) 2,000名以上 200,000円

2 鹿児島港と桜島港を結ぶフェリーに使用する経費の助成の金額は、バスの航送料によるものとし、前条に定める金額を上限として理事長が決定する。ただし、その金額が申請額を上回る場合は申請額を限度とする。

(1) 桜島フェリー利用におけるバス航送料（人数に限らず）

(助成の申請)

第6条 申請者は、事前にシャトルバス等助成金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2)

(2) 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第3)

(3) 行程表(バスやフェリー利用が分かるもの)

(4) その他理事長が必要と認める書類

(助成の交付決定)

第7条 前条の申請があったときは、直ちに助成の可否を決定し、申請者にシャトルバス等助成金交付決定通知書(様式第4)を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、交付対象となる大会が終了したときは、速やかにシャトルバス等助成金実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 参加宿泊者数証明書(様式第6-1)又は参加宿泊者数名簿(様式第6-2)
- (2) 委託業者会社からのバス借上げ費用やフェリー利用が分かる請求書又は領収書の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成の交付確定)

第9条 前条の報告があったときは、審査のうえ直ちに助成金の交付確定を行い、申請者にシャトルバス等助成金交付確定通知書(様式第7)を通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、シャトルバス等助成金請求書(様式第8)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第11条 申請者から提出された申請書類等に虚偽の記載があったときは、助成金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している助成金があった場合は、申請者は当該助成金を返還するものとする。

(提出書類の省略)

第12条 助成金の交付と同時にMICE開催補助金の交付を受けようとする申請者は、様式第2から第3、様式第6の書類の提出を省略することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

(財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱

(平成 11 年 4 月 1 日制定) は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に前項の規定による改正前の公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱に基づく助成金交付に係る申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。